

令和3年7月1日からの大雨災害により被災されたお客様に対する 電気料金等の特別措置について

このたびの令和3年7月1日からの大雨災害により被災されたお客様に、心よりお見舞い申し上げます。当社は、このたびの大雨に伴う影響で、災害救助法が適用された地域において、電気料金等の特別措置の適用を行うことといたしました。

対象となる地域において、被災されたお客様からのお申し出に応じて適用させていただきます。お客様の状況に応じて、ご相談させていただきますので、下記連絡先へご連絡ください。

1 適用対象

令和3年7月1日からの大雨災害により災害救助法が適用された市町村で当社と電気のご契約をいただいているお客様。

災害救助法の対象となる市町村は別紙および内閣府ホームページにおいてご確認ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

2 特別措置の内容

ア 電気料金の支払期日の1ヶ月間延長

以下表の通り、電気料金の支払期限を延伸いたします。

| | |
|-------------|--|
| 低圧のお客様 | 2021年4月分、5月分、6月分および7月分の電気料金を対象として支払期日をそれぞれ1ヶ月間延長いたします。 |
| 高圧・特別高圧のお客様 | 2021年6月分、7月分、8月分および9月分の電気料金を対象として支払期日をそれぞれ1ヶ月間延長いたします。 |

イ 不使用月の電気料金の免除

被災日から継続して電気を使用しなかった月の電気料金を被災日が属する月分の次の月分から6ヶ月間に限り、免除いたします。

ウ 工事費負担金等の免除

被災されたお客様が被災前と同じ契約内容で2022年1月末日までに電気の使用を申し込まれた場合の工事費負担金は申し受けません。

被災されたお客様が引込線、計量器等の取付位置の変更を2022年1月末日までに申し込まれた場合は、諸工料を申し受けません。

工 臨時工事費の免除

被災されたお客様が臨時電灯または臨時電力の使用を2022年1月末日までに申し込まれた場合は、臨時工事費を申し受けません。

オ 被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

災害のため一時使用不能となった電気設備について、2022年1月末日までの間は、復旧するまでその使用不能設備分の基本料金を申し受けません。

■お問合せ先

低圧のお客様

出光興産「電気お客様センター」
☎0120-033-364（フリーダイヤル）
※ガイダンス6「その他」をお選びください
☎03-6627-1820（IP電話などフリーダイヤルをご利用になれない場合）
【受付時間】9:00-17:30（12月30日～1月4日を除く）

高圧・特別高圧のお客様

出光興産株式会社 電力・再生可能エネルギー事業部
☎03-6870-6552
【受付時間】9:00-17:30（土日祝日および年末年始・当社指定休日を除く）

(別紙)

対象市町村名

●災害救助法適用市町村

| 都道府県 | 市町村 |
|------|------------------------------|
| 静岡県 | 熱海市 |
| 鳥取県 | 鳥取市 |
| 島根県 | 松江市、出雲市、安来市、雲南市 |
| 鹿児島県 | 出水市、薩摩川内市、伊佐市、薩摩郡さつま町、始良郡湧水町 |

●隣接する地域

| 都道府県 | 市町村 |
|------|------------------|
| 神奈川県 | 足柄下郡湯河原町 |
| 静岡県 | 伊豆の国市、伊東市、田方郡函南町 |

以上